

令和元年度
姫路市地域活動充実支援事業
(地域活動の充実に向けた実証実験)
募集案内

募集期間 令和元年7月5日(金)～8月19日(月)

[趣旨]

自治会をはじめとする地域活動団体においては、今後人口減少、少子高齢化がさらに加速進行していくなかで、役員の高齢化や地域活動の担い手不足などの課題を抱え、地域活動の停滞が懸念されます。そこで、将来にわたってこれらの地域活動を「持続可能」なものとするため、行政と地域がともに考え行動していく取組みが必要と考えています。

この取組みを進めるため、姫路市では、1 地域活動の組織づくり支援、2 既存の公共施設等の活用、3 庁内支援体制の強化 の3つの方針のもと、令和元年度から令和2年度までの2箇年をかけて、「地域活動の充実に向けた実証実験」を行うこととし、地区連合自治会を中心とした参加団体を募集します。

姫路市 市民活動推進課

令和元年7月発行

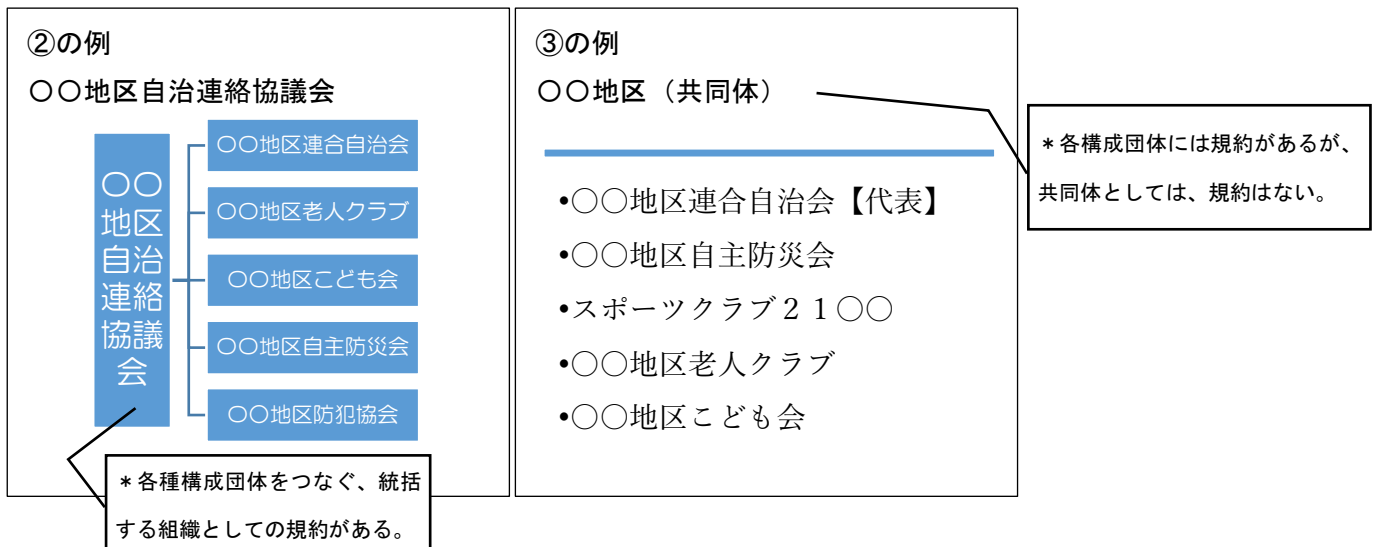
I 応募要領

(1) 補助対象団体

おおむね地区連合自治会の区域（複数区域でも可）で活動する、下記のいずれかに該当する団体

- ① 地区連合自治会（②を予定している場合）
- ② 地区連合自治会及び当該地域で活動する各種団体等により組織された団体
- ③ 地区連合自治会及び当該地域で活動する各種団体等の共同体

※ 最大5団体を対象とする予定。



(2) 補助金の額

対象団体当たり、20万円を上限として、(4)に掲げる補助対象経費について補助します。

最大5団体を採択する予定ですが、全体の予算額に満たない場合でも、事業採択しないこともあります。

補助金額	補助率
20万円（上限額）	100%

(3) 事業期間及び支払い

① 事業期間

令和元年9月中旬から令和2年3月31日（火）までの間で、事業に必要な期間
実証実験は令和元年度～2年度までの2箇年で行うことを予定しています。交付団体とな
った場合は令和2年度に必要となる経費については、改めて予算措置する予定です。

② 補助金の支払い

補助金は、原則として概算で支払いますが、事業終了後に精算が必要となります。本年
度の事業終了後、確定金額が概算交付金額より少ない場合は、差額分の補助金の返還が必
要です。

(4) 補助対象経費

① 補助対象事業の内容

- ・会議の開催、地域の実態及び住民ニーズの把握のための事業
- ・地域活動組織に関する情報発信又は情報共有に関する事業

- ・事業計画の策定
- ・地域課題解決のための研修会、勉強会
- ・その他協議会等の設立準備に必要と認めるもの

② 補助対象経費

- ・報償費（研修講師謝礼、アルバイト雇用経費等）
- ・需用費（消耗品費、印刷製本費、会議開催時お茶代等）
- ・役員費（通信運搬費、手数料、保険料）
- ・委託料（地域の実態把握、アンケート調査事業委託等）
- ・使用料及び賃借料（会場使用料等） 他

(5) 応募方法

① 書類提出期間

令和元年7月5日（金）から令和元年8月19日（月）（土、日、祝日は除く）

【午前8時35分～午後5時20分】

② 提出書類

- ・事業提案書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・関係団体一覧（様式第3号）【(1)補助対象団体の①②に該当する団体】
- ・共同体届出書（様式第4号）【(1)補助対象団体の③に該当する団体】
- ・団体目的等についての誓約書

その他、必要な添付書類

様式は、市民活動推進課ホームページ

（http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212737/_2405/_45372.html）に掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。（Microsoft Word 形式）

③ 事前相談等

下記の日程で事前相談会を予定しています。申請にあたっては、公民館長や各種団体の長に事前に情報提供いただき、協議をお願いします。

事前相談会（1、2回目ともに内容は変わりません。相談会参加者数の把握のため、申込は開催日の前日までに電話連絡してください。）

1回目 令和元年7月10日（水）10時～12時 姫路市総合福祉会館5階第5会議室

2回目 令和元年8月5日（月）10時～12時 姫路市役所本庁舎10階第4会議室

個別にお話をおうかがいしますので、お気軽にご相談ください。提出書類の記入方法、その他の相談については、市民活動推進課で行います。お気軽におたずねください。

④ 書類提出・問い合わせ先

（書類提出・問い合わせ）

▶ 姫路市市民活動推進課 担当：村田

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所本館4階）

TEL：079-221-2737 FAX：079-221-2758

MAIL：sankaku@city.himeji.lg.jp

(6) 交付団体の決定

① 決定方法

提案団体の提出書類等及びヒアリング結果を参考に市職員による審査会で交付団体を決定します。

交付団体は最大5団体ですが、5団体に満たない場合もあります。

② 事業認定の基準

- ・事業提案にあたり公民館活動や当該地域内の各種団体等と連携して取り組むことに、一定の合意を得ていること
- ・持続的な地域活動に向けた事業として期待できること
- ・事業計画に客観性及び実行性があり、他の地域の参考となる事業効果が期待できること
- ・当該対象団体の公開性、民主的な運営に配慮がなされていること
- ・当該対象団体が、将来、自律的かつ継続的に活動できることが期待できること
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと
- ・政治、宗教又は営利を目的とする事業及び公序良俗に反する等補助対象として適当でないと認められる事業でないこと

(7) 情報公開

① 交付団体の審査の内容は、非公開とします。

② 交付団体の審査の結果、採択された団体のみ公表する予定です。

③ 事業の実施に係る情報は、姫路市のホームページで随時公開する予定です。

個人情報とは非公開としますが、事業の進捗情報等を報告するなかで、写真等の掲載、聞き取り結果等の内容を記載する場合があります。

(8) 注意事項

① 提案書の提出に必要な費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返還いたしません。

② 交付団体として採択するにあたり、市との協議により、提案書の一部を変更していただくことがあります。

③ 事業実施中から、市民活動推進課ホームページにおいて、事業実施中の写真、事業の実績報告などを公開します。

④ 本補助事業は、地域イベントの開催を対象として交付するものではありません。毎年度、地区連合自治会に対して交付しているコミュニティ活動助成などの補助金とは趣旨が異なりますのでご注意ください。

II 必要な書類とその記入方法

※ 複数の地区連合自治会の区域での提案の場合は、記載方法が異なる場合があります。事前にご相談ください。

1 事業提案書（様式第1号）

(1) 提案団体名

団体名等を記入のうえ、代表者の印を押印してください。I 応募要領の(1)補助対象団体のうち、③の共同体として募集する場合は、共同体の代表団体名で提出してください。

(2) 添付書類

必要な添付書類を記載しています。

(3) 確認事項

事業を実施するにあたり、前提条件を設けています。各事項をご確認の上、口内にチェックを入れて下さい。

2 事業計画書（様式第2号）

1 事業内容

(1) 地域活動の現状と課題

現在の地域活動の実施状況、実施していく中での問題点、将来に向けての課題等を記入してください。

(2) 地域活動団体の現状と課題

自治会をはじめとして地域活動団体の構成状況、活動状況、団体が将来に向けて活動を継続していくための課題等を記入してください。

(3) 事業実施による地域活動の目標

今回提案事業を実施することで、目指すべき地域活動組織の姿、地域活動の状態、将来像等を記入してください。地域の実情に応じた内容を記入してください。

(4) 事業計画

実施予定の事業を記入してください。ご提案いただきたい①、②、③事業項目ごとに想定される内容、時期・回数も記載してください。内容欄で記載しきれない場合は、備考欄に記入してください。

※ 上記内容が記載されていれば、別様式で提出いただくことも可能です。

2 事業収支予算

収入や支出の科目ごとにまとめ、金額及び経費の明細（積算内訳）を記入してください。収入欄の補助金の上限額は200,000円です。支出科目の分類等、対象経費となるか、ご不明な場合はご相談ください。

※ 実証実験としての事業費のみご記入下さい。（イベントや行事の事業経費は除く）

3 関係団体一覧（様式第3号）

I 応募要領の(1)補助対象団体のうち、①、②の場合は、提出してください。事業実施において、実際に共同して活動する団体（地区連合自治会を含む）を記入してください。

4 共同体届出書（様式第4号）

I 応募要領の(1)補助対象団体のうち、③の共同体として提案いただく場合は、提出してください。共同体として提案するため、各団体の代表者印（地区連合自治会を含む）が必要です。

5 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

「宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。」「特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。」「暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。」を誓約する旨の誓約書を作成してください。

6 その他添付書類（該当するものがあれば提出）

(1) 規約等の写し又はこれにかわるもの

団体の目的・名称・事務所、役員任免・組織の意思決定に関する規定などの基本事項が記載されたものを提出するようにしてください。

(2) 団体の事業内容等が分かる報告書、事業実績等

今までの団体の実施事業、活動内容等がわかる報告書等の資料があれば提出してください。

参考 実証実験の中で、市が地域とともに考えていきたいこと。

① 地域活動の組織づくり

地域の多様な団体、住民が、地域とともに考え、協議し、実行するため、主体となっていただく地域活動組織づくり、体制について、検討します。

例えば、すでに地域で連絡協議会、運営会議などがある場合は、それらの組織をベースに、個々の負担を軽減しつつ、より効果的、効率的に地域活動を実施していくための体制づくりを行います。

※ 構成団体、部会形式は一例です。地域の実情に合わせて設置していただきます。既存の組織を活用していただくことも想定しています。

● 現状(例)

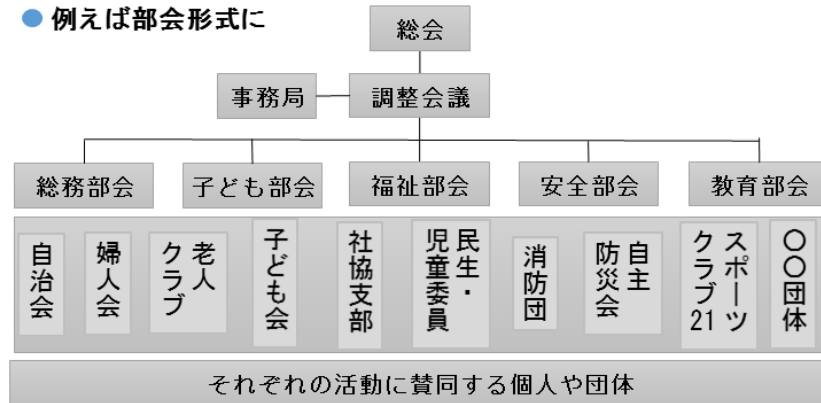
〇〇地区団体連絡協議会

〇〇地区団体連絡協議会

- 連合自治会 老人クラブ 婦人会 社協支部
- 自主防災会 消防団 防犯協会 民生・児童委員
- スポーツクラブ21 P T A 子ども会

- ・月1度、会議を開催し情報共有
- ・地域イベントなどを実施
- ・市からの依頼事項、防災、福祉などの相談にも対応
⇒しかし…団体の代表者に負担が偏りがち。参加者が広がらない。

● 例えば部会形式に



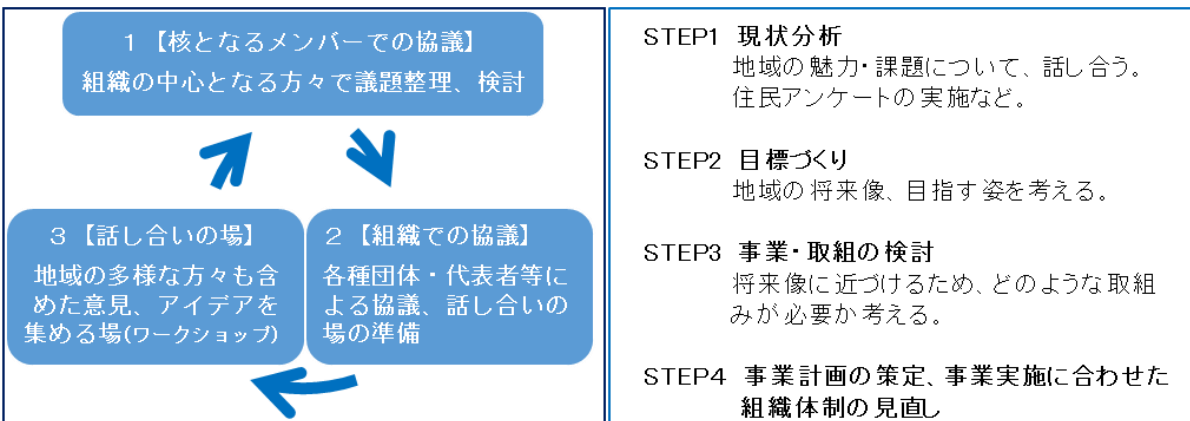
② 地域の将来像等について、地域住民が語り合う場を設けるとともに、地域課題の洗い出しと、解決に向けた取組み、計画の策定などを行います。

課題解決の取組みとしていますが、まずは主体形成や関わっていただく仲間を増やすことから始めることができればと考えています。

例えば、次のようなステップで協議を進めます。

協議のサイクル(例)

協議の順番(例)



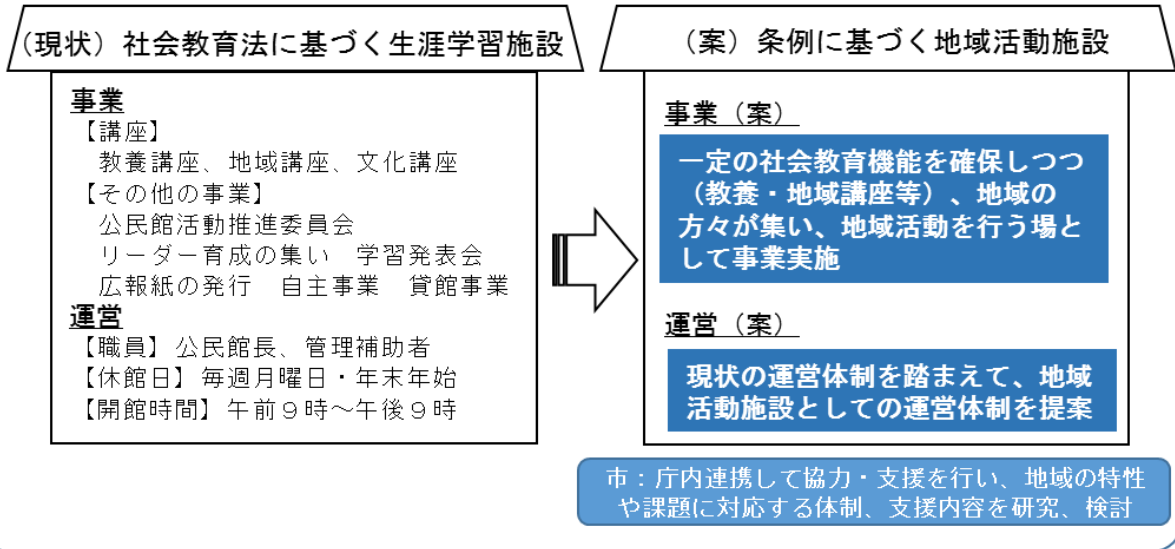
市が運営の支援

③ 地域活動の場として公民館など既存施設の活用検討

公民館は「社会教育法」に基づき、姫路市が設置し、運営されている施設ですが、その地域の方々の生涯学習、文化活動、地域コミュニティ活動の場となっています。

姫路市では、平成30年3月の「小学校区単位の地域活動の場の在り方について(報告)」において、公民館の社会教育機能を確保しつつ、地域活動の拠点となる施設とする方針を提案しています。

この提案内容をもとに、持続可能な地域活動のための施設として活用していくために、今後の公民館の利用について、市とともに検討していただきたいと考えています。



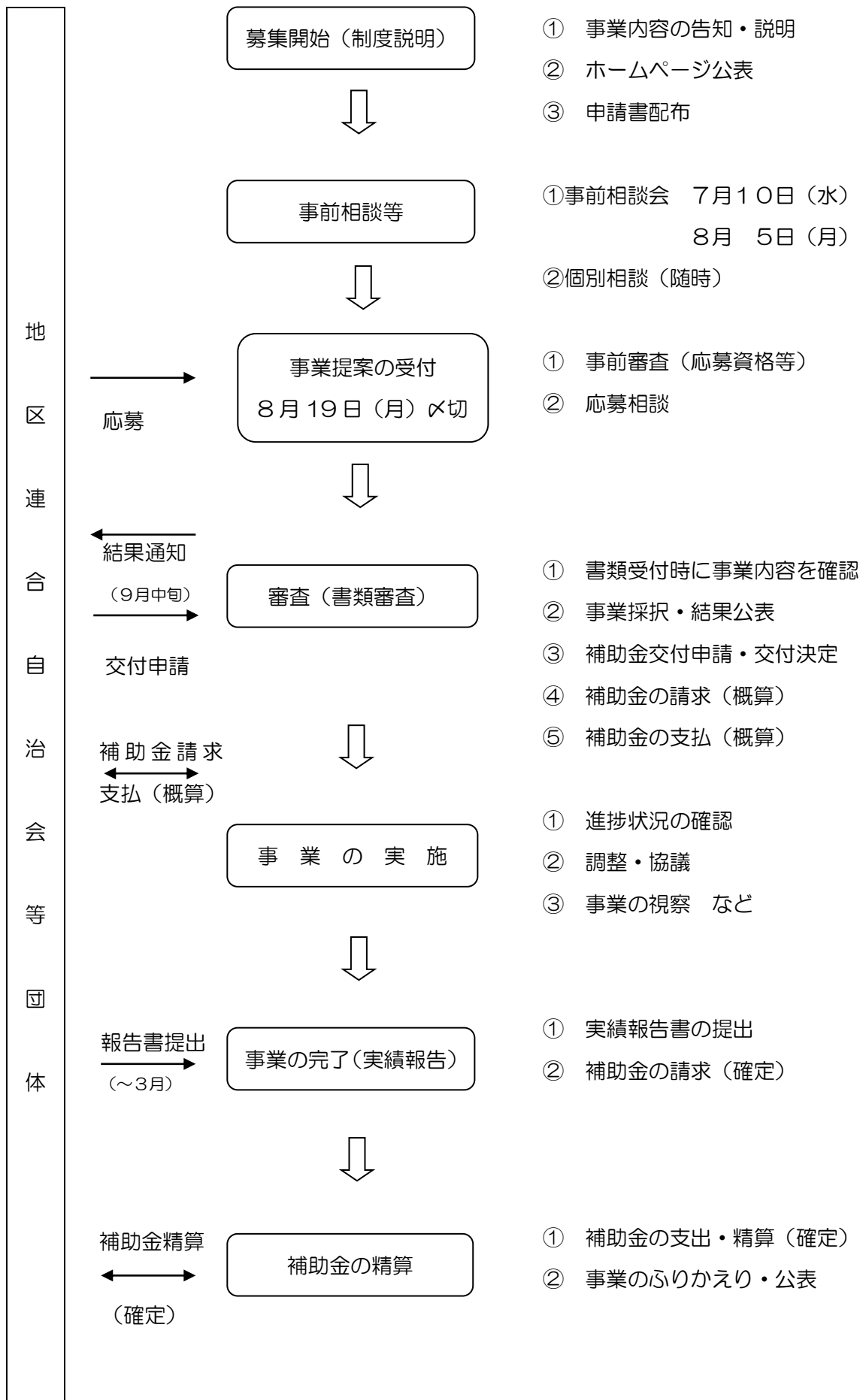
参考 今後のスケジュール

令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
実証実験事業 ・組織づくり ・事業計画策定 等	実証実験事業 ・前年度事業の継続 ・計画した事業の実施 等	・事業の実施 ・公民館を地域活動の場として活用 等

※実証実験自体は令和元年度から令和2年度まで行いますが、実施団体については3年間、市が継続して支援することを想定しています。

実証実験事業の結果を踏まえ、段階的に全市に展開していく予定です。

<地域活動充実支援事業の流れ> (令和元年度)



<必要書類>

	提案時	交付申請 交付決定	計画変更	実績報告	補助金 請求	補助金 返還
規則 様式第1号		○申請				
規則 様式第2号		○決定				
規則 様式第3号			○			
規則 様式第5号					○	
規則 様式第6号				○		
規則 様式第7号						○
要綱 様式第1号	○					
要綱 様式第2号	○		○			
要綱 様式第3号	○*					
要綱 様式第4号	○*					
要綱 様式第5号	○					
事業経過報告書				○		
収支決算報告書				○		
領収書、写真等				○		

※提案時の「要綱 様式第3号、4号」はいずれかを提出。